

令和3年度地域リハビリテーション出前講座実施要領 資料7-2

1 目的

地域リハビリテーションとは、地域に暮らす全ての人が住み慣れた所で、その人らしく生き生きと生活できるようにあらゆる人々、機関が協力し合う活動を指します。

高齢者や障害のある方を含めたあらゆる人々が安心して暮らすことの出来る地域社会の実現のためには、子供の頃から高齢者や障害のある方の特徴を理解することが望ましく、教育機関が地域リハビリテーション教育の機会を積極的に設けることが重要です。

本事業は、千葉県が、希望する小学校にリハビリテーション専門職を派遣し体験講座を行うことにより、児童が高齢者や障害のある方の特徴や関わり方を学び、地域リハビリテーションに対する理解と関心を深めることを目的とします。

2 対象

出前講座の対象は、対象市町村内の公立小学校に通う4年生～6年生とします。

なお、保健医療圏ごとに実施時期が集中した場合は、千葉県が学校と調整します。

また、1保健医療圏で3校程度を目安とします。

【対象市町村】

千葉保健医療圏：千葉市

東葛南部保健医療圏：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市

東葛北部保健医療圏：松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

印旛保健医療圏：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

香取海匝保健医療圏：銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

山武長生夷隅保健医療圏：茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

安房保健医療圏：館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

君津保健医療圏：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

市原保健医療圏：市原市

※保健医療圏は、医療法に基づく区域（二次保健医療圏）です。

3 実施方法

(1) 実施方式

- ・授業（総合的な学習の時間）の一環として、原則クラス単位で講座を行うものとします。
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止等の観点から、学校、講師派遣団体は、「オンラインによる授業」を含めて実施方式を検討し、実施者の感染防止に十分留意のうえ、実施することとします（講師派遣団体の事情により、オンライン方式でのみ実施可能な場合があります（例. 東葛北部保健医療圏））。

(2) 講座内容

申込校の希望に基づき、講師と協議のうえ調整することとします。本講座で対応可能な内容例は別添のとおりです。内容例以外でも講師と協議のうえ、実施できるかを判断します。なお、必要物品は申込校が調達することを基本とします。

(3) 講師

地域リハビリテーション広域支援センター（以下、「広域支援センター」とします。）、ちば地域リハ・パートナー、千葉県リハビリテーション支援センター（以下、「県支援センター」とします。）又はその他関係団体（手話サークルなど）所属のリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）などです。

※広域支援センターは、リハビリテーション専門職の在籍していない関係機関（市町村、社会福祉協議会等）に対する相談支援などの役割があり、二次保健医療圏ごとに1箇所千葉県知事が指定しています。

以下表が指定されている医療機関となっています。

二次保健医療圏	指定医療機関名	指定医療機関所在地
千葉	おゆみの中央病院	千葉市
東葛南部	新八千代病院	八千代市
東葛北部	旭神経内科リハビリテーション病院	松戸市
印旛	成田リハビリテーション病院	成田市
香取海匝	総合病院国保旭中央病院	旭市
山武長生夷隅	九十九里病院	九十九里町
安房	亀田総合病院	鴨川市
君津	国保直営総合病院君津中央病院	木更津市
市原	白金整形外科病院	市原市

※ちば地域リハ・パートナーは、広域支援センターからの人的協力等の要請に応じる意志のある機関（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が在籍する施設（病院・診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等）など）として千葉県知事が指定しています。

※県支援センターは、広域支援センターへの助言などの役割があり、指定医療機関は、千葉県千葉リハビリテーションセンターとなっています。

※詳しくは以下ホームページに掲載されておりますので、参考としてください。

「地域リハビリテーション支援体制整備推進事業」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kenkouken/chikirihabiri.html>

4 選定方法・申込方法

(1) 選定方法

申込先着順を基本とします。なお、保健医療圏ごとに実施時期が集中した場合は、千葉県が学校と調整します。また、実施校数としては1保健医療圏で3校程度を目安とします。

講座を受けるにあたって「事前・事後学習」を行うことを申込の要件とします。

(2) 申込方法及び関係者間の調整

申込方法及び関係者間の調整は、以下①～⑥の手順に沿って行います。

なお、細部に関して、当事者間の合意により、必要な変更を加えることは差し支えありません（千葉県庁健康づくり支援課へ御一報ください）。

①講座を希望する小学校は、受講希望日程の3か月前程度（オンラインによる授業の場合は4か月前程度）までに、別紙「地域リハビリテーション出前講座申込書」により、千葉県庁健康づくり支援課にFAX又はEメールで申し込むこととします。

なお、上記期限までに申込が難しい場合は千葉県庁健康づくり支援課まで御相談ください。

②千葉県庁健康づくり支援課は、申込校に趣旨等を確認の上、申込があったことを県支援センターと広域支援センターに連絡します。

③広域支援センターは、実施の可否を検討し、結果を千葉県庁健康づくり支援課へ報告し、千葉県庁健康づくり支援課から申込校へFAX又はEメールで報告します。

④申込校は、広域支援センターへ授業のねらい、内容、参加者数などを伝え、講座の詳細について広域支援センターと共に調整します。

（調整のプロセスの中で、結果的に実施に至らない場合があります。）

⑤広域支援センターは、申込校との調整結果を、千葉県庁健康づくり支援課へ報告します。

⑥千葉県庁健康づくり支援課は、申込校との調整結果について問題が無いことを確認し、広域支援センター及び県支援センターへ実施決定を連絡します。

5 実施期間

令和4年2月28日までに実施することとします。

6 アンケート

・講座実施後、千葉県から申込校にアンケートの依頼をしますので、御協力をお願いします。
提出いただきましたアンケートについては、今後の参考とするため、県支援センター及び各広域支援センターへも情報提供させていただきます。

7 その他

・申込校が多数の場合や、申込内容が講師と調整できない場合、新型コロナウイルス感染症流行状況などにより、実施を見送る場合がありますので御承知おきください。
・写真撮影や広報紙への掲載などをする場合は、実施関係者の間で事前に了承を得るなど、必要な配慮に留意してください。

＜申込・問い合わせ先＞
千葉県庁健康づくり支援課地域リハビリ班
FAX:043-225-0322 TEL:043-223-2482
E-mail : reha1@mz.pref.chiba.lg.jp

別添

「地域リハビリテーション出前講座」講座内容例

【例】 車椅子利用者が困っていたら??

趣旨	車椅子利用者を例として、障害のある人や高齢者との接し方や環境の在り方の一例を理解します。
内容	体育館や校庭、昇降口等で車椅子の自走体験と押し方の体験をし、児童同士で自分ならどんな時にどのような手助けを、また、どんな声掛けをしてもらえたら良いか考えてもらいます。 さらに、高齢者や車椅子利用者が学校を利用する場合に、どんな工夫があれば利用しやすいのかを、体験を通して感じた事をもとに考えてもらいます
必要物品	車椅子（生徒4名に1台程度）
対応人数	40名以内。それ以上の場合は要相談
時間数	基本1単位時間。大人数の場合や内容により連続した2単位時間以上の時間が必要な場合があるため、申込校の希望をもとに講師と要相談 ＜相談が必要な例＞ ・100名で車椅子体験を実施 ・車椅子体験とグループワークを実施 等
その他	車椅子については、地元の社会福祉協議会などに問い合わせでご準備ください。 実施場所などについて事前に協議をお願いします。 事前学習として、車椅子利用者が学校を利用する場合に困りそうな段差がどこにあるか、どのようなことに不自由を感じるかを児童に考えてもらう機会を作っていたけると広がりができます。

※上記の例をもとに、詳細については申込校の希望に基づき、講師と協議のうえ内容を調整する。

「地域リハビリテーション出前講座」講座内容例

【例】小学生がつくる地域の健康

趣旨	<p>児童が高齢者の健康づくりを担える可能性があることをご存知でしょうか？</p> <p>本講座では、災害時の避難所支援を一例として、児童が高齢者の健康づくりを担える方法をお伝えします。</p> <p>大きな災害の後、小学校などに避難されてきた高齢者の健康課題として、日常生活の役割や交流が寸断され、生活が不活発になることで発症する「エコノミークラス症候群」があり、最悪死亡につながってしまいます。</p> <p>東日本や熊本の震災では、児童や生徒が避難所で高齢者への炊き出しの配膳や避難所の掃除等をおこない、高齢者に喜ばれていたという報道がありました。この時に「お世話」だけではなく、児童や生徒が高齢者と「一緒に何かする」につながると、高齢者の生活が活発になり、エコノミークラス症候群を予防することができます。</p> <p>そのためには、普段から児童が高齢者への声かけの方法やみんなと一緒にできる簡単な体操を知っていることが必要です。</p> <p>病院や施設で高齢者のリハビリを担当している理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（リハビリテーション専門職）は、この高齢者への声かけやエコノミークラス症候群の予防のノウハウを熟知しています。</p> <p>リハビリテーション専門職と一緒に児童が高齢者の健康づくりを担い、普段から多世代交流ができる地域づくりを展開してみませんか。</p>
内容	<p>下記内容を基本として実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①リハビリテーション、リハビリテーション専門職の説明 ②高齢者の身体とコミュニケーション能力の特徴と声掛け方法について ③エコノミークラス症候群予防の説明と予防体操の説明 ④高齢者への声掛けの工夫と実践（グループワークとロールプレイ） ⑤まとめ <p>②③④の詳細については、申込校の要望や講師の専門分野により協議の上相談させていただきます。</p>
必要物品	特になし（実施内容に応じて講師と要相談）
対応人数	40名以内。それ以上の場合は要相談
時間数	基本1単位時間。講師と要相談
その他	事前学習として、高齢者の身体機能や視力・聴覚などの特徴を調べていただく機会を作っていただくと授業の理解が深まります。

※上記の例をもとに、詳細については申込校の希望に基づき、講師と協議のうえ内容を調整する。

地域リハビリテーション出前講座申込書

令和 年 月 日

申込校	所在地	
	(フリガナ) 学 校 名	
	(フリガナ) 担当者名	
	電 話	※電話連絡がつきやすい時間帯 (~ 時ごろ)
	F A X	
	E-mail	
学年・クラス		
受講人数		名
受講希望日程		第1希望：令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分 (限目) 第2希望：令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分 (限目) 第3希望：令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分 (限目)
学習の「ねらい」を記載して下さい。		
希望する講座内容を記載して下さい。		
事前・事後 関連授業	事前 【内容】	
	事後 【内容】	
その他（申込のきっかけ、要望事項、配慮が必要なこと等）		

※講座を受けるにあたって「事前・事後学習」を行うことを申込の要件とします。
 申込状況によっては御辞退いただく可能性があります、御了承下さい。